

No. 1

2021年度 松山市人権啓発資料

2022.1 松山市役所 市民部 人権啓発課

人権を日々の生活の中で身近に感じるものに

「そろって幸せに
なしましょう」



人権文化の創造



SDGs(持続可能な開発目標)

No.2

17の目標を立てました

1 貧困をなくそう



いのち、幸せ

2 飢餓をゼロに



いのち、幸せ

3 すべての人に健康と福祉を



いのち、幸せ

4 質の高い教育をみんなに



自由、幸せ

5 ジェンダー平等を実現しよう



自由、幸せ

6 安全な水とトイレを世界中に



いのち、幸せ

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



いのち、幸せ

8 働きがいも経済成長も



自由、幸せ

わがふるさと松山、我が国、我々の地球が
いつまでも存続できますようにと願って

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



自由、幸せ

10 人や国の不平等
をなくそう



自由、幸せ

11 住み続けられる
まちづくりを



自由、幸せ

12 つくる責任
つかう責任



いのち、自由
幸せ

No.3

13 気候変動に
具体的な対策を



いのち、幸せ

14 海の豊かさを
守ろう



いのち、幸せ

15 陸の豊かさ
を守ろう



いのち、幸せ

16 平和と公正を
すべての人に



いのち、自由
幸せ

17 パートナリープで
目標を達成しよう



自由、幸せ

意味

Sustainable
Development
Goals

=持続可能な開発目標

SDGs～持続可能な開発目標
17すべてに人権の内容が…

考えてみましょう …「コロナ差別」から 見えてきたもの

～ あっ、新たな気づきが…
「よい心」と
「正しい知識」が大切



【新型コロナウイルス感染症への嫌悪・偏見・差別】は、なぜ生まれるのか？

No.5

見えない敵、未知なる分からない
敵（ウイルス）への**不安**

敵はウイルスである

特定の対象（見えるもの）を敵と見なし
て**嫌悪の対象**とする

敵がすり替わってしまう

本能

嫌悪の対象を偏見・差別し、遠ざけることで束の間の**安心感**を得る。

本当の敵が見えなくなってしまう

差別心の起こる原因は、**自己防衛本能**

【部落差別】は、なぜ現在も存在するのか？

No.6

見えないこと、分からないこと（部落差別の起こりについて）への**不安**

本能

不確かな知識

家族からの口伝により特定の対象（見えるもの）を**嫌悪の対象**とする

思い込み、親の価値観の影響

嫌悪の対象を偏見・差別し、遠ざけることで安心感を得る。

理性

真実や真の正義が分からなくなる

間違った情報、不正確な知識がそのまま伝達され、部落出身者全員が嫌悪、差別の対象となってしまう。

心理的な部落差別➡差別的行為

No.7

①部落の方たちは怖い。江戸時代までは罪人の処刑の手伝いをしていた。処刑と称して人を殺していた。

②部落の方たちには近寄らないほうがいい。汚れた衣服をまとっていた。その姿が今も目に焼き付いている。

差別

偏見

誤った
感性

部落の方たちは私たちとは違う、遠ざけたい、かかわりたくない

心理的な部落差別→差別的行為

No.7-2

①部落の方たちは江戸時代までは罪人の処刑の手伝いをしていた。このような思いからの差別は許してはいない。

決して許されません

②部落の方たちは江戸時代までは汚れた衣服をまとっていた。汚れた衣服をまとっていた。これは差別に焼き付いている。

差別

偏見

誤った
感性

部落の方たちは私たちとは違う、遠ざけたい、かかわりたくない

心理的な部落差別➡差別的行為

①部落の方たちは怖い。江戸時代までは罪人の処刑の手伝いをしていた方たちもいた。この方たちは、処刑と称して人を殺していたから怖い。

誤った感性
＝職業観

①人々が敬遠する仕事をさせられていた。誰かがしなければ、社会は成り立たない。真に尊い仕事であり、職業である。

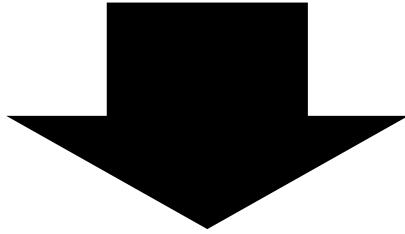
理性
(よき心)

正しい職業観

心理的な部落差別➡差別的行為

②部落の方たちには近寄らないほうがいい。汚れた衣服をまとっていた。その姿が今も目に焼き付いている。

誤った感性
＝人間観



意図的、作為的な政策による生活の困窮

②明治時代の「解放令」以降、皮革業等の尊い仕事をとりあげるようになった。そのため、収入を得る仕事がなくなった。経済的に大変厳しい貧困状態となった。

部落差別 への同調

不安を
あおる

よい心で

断ち切る

偏見と差別
の激化、温存

正しい知識による判断で
断ち切る

部落に関する
不正確な情報

○親戚からそう聞いたね。
○深く付き合わないほう
が幸せよ。
○親戚付き合いができなくなる。

○部落の人たちはこわい。
○江戸時代には、処刑の手伝いを
していた。その思いは引き継がれ
ている。
○経済的に苦しい。

①知的
②情的
③態度
的側面

「人権教育」により、育てたい資質・能力
(差別をしないためのよい心、正しい知識)

判断力 = 差別を正確に見抜く
人権侵害

①知識

人権感覚 = 差別を怒り、憎む感情
人権侵害

②感情

人権意識 = 差別を決してしないという思い
人権侵害

③意識

「人権教育」 差別を決してしない行為につなげる

No. 12

「判断」「感情」「意識」を自らが育てる

差別を見抜くとい
う的確な判断
をする

差別への怒りや
憤りの感情を高
める

人権尊重の心

差別を決して許さない、差別は
決してすべきでないという強い
思いをもつ

人権尊重行為

人権尊重行為

尊重するという
行為、行動

人権尊重行為

差別しない

考えてみましょう …「女性差別」の実情から

～ 偏見こそ悪です



『元始、 女性は太陽であった』

女性に対する人権問題

今でも、「女だから…」などと言
う人がいます。

女性というだけで社会参加や就職の機会が奪われることはあ
ってはなりません。

また、女性を、パートナーからの暴力、性的な嫌がらせ、ストー
ーカーなどから守る必要があります。



平塚 らいてう

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女雇用機会均等法などによって、男女平等の原則が確立されています。

しかし、現実には今なお、例えば、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む原因となっています。

また、配偶者・パートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの「女性に対する暴力」の問題も、女性の人権に関する重大な問題の一つです。

身体的な暴力

配偶者や恋人など親密な関係にある、
又はあった者から振るわれる暴力(DV)

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。
刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、
たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になります。

- ・平手でうつ
- ・足でける
- ・身体を傷つける可能性のある物でなぐる
- ・げんこつでなぐる
- ・刃物などの凶器をからだにつきつける
- ・髪をひっぱる
- ・首をしめる
- ・腕をねじる
- ・引きずりまわす
- ・物をなげつける

精神的な暴力

配偶者や恋人など親密な関係にある、
又はあった者から振るわれる暴力(DV)

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。

精神的な暴力については、その結果、PTSD (心的外傷後ストレス障害) に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。

- 大声でどなる
- 「誰のおかげで生活できるんだ」
「かいしょうなし」などと言う
- 実家や友人とつきあうのを制限したり、
電話や手紙を細かくチェックしたりする
- 何を言っても無視して口をきかない

性的な暴力

配偶者や恋人など親密な関係にある、
又はあった者から振るわれる暴力(DV)

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。

夫婦間の性交であっても、刑法第177条の強姦性交等罪に当たる場合があります（夫婦だからといって、暴行・脅迫を用いた性交が許されるわけではありません）。

- 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる
- いやがっているのに性行為を強要する
- 中絶を強要する
- 避妊に協力しない

簡単ですね …「人権文化の創造」…は

～ いつでもどこでも
お気軽に

生活に密着

対話と当たり前

意識すべきことです



No.20

14の人権問題解決のため

高齢者

同和問題

女性

互いの人権を尊重し合うことが当たり前となる

人権文化の創造

ハンセン病患者
など

互いの人権を尊重し合うことはどんなことか

みんなが「そのとおり」と
思えることをつくる

対話(話し合い)

性的

みんなが分かち合う

互いの人権を尊重し合うことが
当たり前となる

女性

No.21

した人

犯罪被害者
など

人権文化の創造

ハンセン病患者
など

拉致問題

その他

互いの「いのち」を守り合い、「自由」
に生活し、両者が「幸せ」を感じることが、
自然に行われる

互いの人権を尊重し合うことはどんなことか

対話(話し合い)

No.22

人権文化の創造

ハンセン病患者
など

拉致問題

障がい者

その他
アイヌの人々、ホームレスの人々、
上戸の貧困者

みんなが「そのとおり」と
思えることをつくる

みんなが分か
ち合う

人権教育の進め方です(まとめ)

No.23

①日常会話の中で人権の内容を意識します

②人権侵害への怒り、人権擁護の喜びを
声に出します(人権感覚の高揚)

③話し合いによる人権問題の解決を考えます
(差別は決してしないぞという強い思い=人権意識の高揚)

④思うだけではなく、解決のため、人権を
守ることを進んでします(人権擁護行為)

差別心の克服、差別行為の根絶

知

理

性(良心)

情

意

①正しい知識の元で正しい判断

②正しい行いは見ていて気持ちいい
自然に笑顔に…という思い

③正しい行いをしたい、
必ずするぞという強い思い

貴いですね

…「市民主体の人権啓発の輪」
づくり

人権をおそばにおいて
(人権の内容の意識化)
もっともっと
しあわせになりましょう

